

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年2月10日
【四半期会計期間】	第49期第3四半期（自平成22年10月1日至平成22年12月31日）
【会社名】	株式会社アイネス
【英訳名】	INES Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 五十嵐 泰彦
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市都筑区牛久保三丁目9番2号
【電話番号】	045（912）5500（代表）
【事務連絡者氏名】	財務本部経理部長 金川 真達
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市都筑区牛久保三丁目9番2号
【電話番号】	045（912）5500（代表）
【事務連絡者氏名】	財務本部経理部長 金川 真達
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第48期 第3四半期 連結累計期間	第49期 第3四半期 連結累計期間	第48期 第3四半期 連結会計期間	第49期 第3四半期 連結会計期間	第48期
会計期間	自平成21年 4月1日 至平成21年 12月31日	自平成22年 4月1日 至平成22年 12月31日	自平成21年 10月1日 至平成21年 12月31日	自平成22年 10月1日 至平成22年 12月31日	自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日
売上高(百万円)	24,856	23,077	7,433	6,940	35,711
経常利益又は経常損失() (百万円)	733	847	99	25	1,992
四半期(当期)純利益又は純損失 ()(百万円)	541	74	126	657	1,355
純資産額(百万円)	-	-	45,914	46,393	46,784
総資産額(百万円)	-	-	59,645	59,073	60,510
1株当たり純資産額(円)	-	-	1,123.56	1,135.80	1,144.66
1株当たり四半期(当期)純利益 金額又は純損失金額()(円)	13.29	1.83	3.10	16.13	33.27
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	13.28	-	-	-	33.26
自己資本比率(%)	-	-	76.7	78.3	77.1
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	4,081	2,266	-	-	4,531
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	2,814	1,269	-	-	3,683
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	552	551	-	-	586
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	-	-	20,469	20,461	20,016
従業員数(人)	-	-	1,881	1,771	1,861

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等は含まれておりません。

3. 第48期第3四半期連結会計期間及び第49期第3四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

4. 第49期第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況 平成22年12月31日現在

従業員数(人)	1,771
---------	-------

(注) 従業員数は就業人員であります。

(2) 提出会社の状況 平成22年12月31日現在

従業員数(人)	1,470
---------	-------

(注) 従業員数は就業人員であります。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループの事業は、情報サービス事業の単一セグメントのため、当第3四半期連結会計期間における事業部門別の生産実績を示しております。

システム工程	事業部門の名称	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	前年同四半期比 (%)
前工程	ITコンサル(百万円)	9	15.6
	要件定義(百万円)	12	24.2
中工程	システム開発(準委任)(百万円)	1,514	88.3
	システム開発(一括)(百万円)	1,655	77.6
後工程	運用(百万円)	2,303	86.0
	システム保守(百万円)	1,026	117.1
その他サービス(百万円)		1,313	140.0
合計(百万円)		7,835	92.7

(注) 1. 金額は、売価換算によっております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当社グループの事業は、情報サービス事業の単一セグメントのため、当第3四半期連結会計期間における当社グループ全体の受注状況を示しております。

受注高(百万円)	前年同四半期比 (%)	受注残高 (百万円)	前年同四半期比 (%)
8,178	-	22,225	-

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 従来、システム開発業務に係る受注状況のみを記載しておりましたが、受注管理体制を整備した結果、当社グループ全体の受注状況の把握が可能となったため、第2四半期連結会計期間より、当該受注状況を記載しております。

(3) 販売実績

当社グループの事業は、情報サービス事業の単一セグメントのため、当第3四半期連結会計期間における事業部門別の販売実績を示しております。

システム工程	事業部門の名称	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	前年同四半期比 (%)
前工程	ITコンサル(百万円)	4	11.7
	要件定義(百万円)	10	35.8
中工程	システム開発(準委任)(百万円)	1,496	87.9
	システム開発(一括)(百万円)	1,248	101.6
後工程	運用(百万円)	2,286	80.4
	システム保守(百万円)	778	110.6
その他サービス(百万円)		1,116	125.7
合計(百万円)		6,940	93.4

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合の記載については、当該割合が100分の10未満のため、記載を省略しております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 財政状態

当第3四半期連結会計期間末における総資産は590億73百万円となり、前連結会計年度末に比べ14億36百万円減少いたしました。

流動資産は、仕掛品は増加しましたが、受取手形及び売掛金の減少により前連結会計年度末に比べ11億91百万円減少し、295億38百万円となりました。固定資産は、前連結会計年度末に比べ2億45百万円減少し、295億34百万円となりました。

流動負債は、主に賞与引当金の減少により前連結会計年度末に比べ6億22百万円減少し、44億39百万円となりました。固定負債は、主に退職給付引当金の減少により前連結会計年度末に比べ4億23百万円減少し、82億40百万円となりました。

純資産は、配当金の支払い等により前連結会計年度末に比べ3億90百万円減少し、463億93百万円となりました。

(2) 経営成績

当第3四半期連結会計期間におけるわが国経済は、新興国向けを中心に輸出の回復や政府の景気対策により、緩やかな回復は見られましたが、円高の継続や雇用情勢の低迷など、引き続き景気の先行き不透明感が続いております。

情報サービス産業においても、一部に情報化投資への回復の兆しは見られるものの、いまだ本格的な回復には至っておりません。

こうした中、当社グループは、営業体制の強化を図り、地方公共団体向けパッケージ「WebRings(ウェブリングス)」の受注・売上を拡大し、また、新規取引先の開拓や海外送金システム「ARIAS(アリアス)」の受注活動を展開してまいりました。さらに、品質保証体制の充実を図ると共に、プロジェクト管理強化による原価低減に努め、事業構造改革による企業体質強化を推進してまいりました。

当第3四半期連結会計期間では、受注高は前年同期を上回る水準を確保したものの、売上高は前年同四半期比6.6%減の69億40百万円となりました。

損益面では、売上高が減収となったものの、原価低減や販管費の削減等が奏功し、営業損失は前年同四半期に比べ1億22百万円改善し、20百万円となりました。経常利益は前年同四半期に比べ1億25百万円改善し、25百万円の黒字に転換いたしました。営業損失、経常利益は改善したものの、早期退職優遇措置の実施等、特別損失の影響により、四半期純損失は前年同四半期に比べ5億30百万円悪化し、6億57百万円となりました。

当社グループの事業は、情報サービス事業の単一セグメントのため、以下、事業部門別の売上高を示しております。前工程のITコンサル・要件定義は、前年同四半期比77.9%減の14百万円となりました。

中工程のシステム開発(一括)では、新規取引先の獲得や公共分野が好調に推移し、前年同四半期を上回りましたが、システム開発(準委任)は、産業分野や金融分野向け売上高が減少したため、中工程全体では同6.4%減の27億45

百万円となりました。

後工程の運用・システム保守は、生命保険業向けで顧客の運用拠点再編の影響を受けた運用の減少等により、同13.6%減の30億64百万円となりました。

ARIASは、米国Microfinance International Corporationの登録商標です。

[事業部門別連結売上高]

(単位：百万円)

区分\期別	前第3四半期連結 会計期間()		当第3四半期連結 会計期間		前年同 四半期比
	金額	構成比	金額	構成比	
前工程	65	0.9%	14	0.2%	77.9%
ITコンサル	37	0.5%	4	0.1%	88.3%
要件定義	28	0.4%	10	0.1%	64.2%
中工程	2,931	39.4%	2,745	39.6%	6.4%
システム 開発	1,703	22.9%	1,496	21.6%	12.1%
準委任 一括	1,228	16.5%	1,248	18.0%	1.6%
後工程	3,548	47.8%	3,064	44.1%	13.6%
運用	2,844	38.3%	2,286	32.9%	19.6%
システム保守	703	9.5%	778	11.2%	10.6%
その他サービス	888	11.9%	1,116	16.1%	25.7%
合計	7,433	100.0%	6,940	100.0%	6.6%

平成21年度より、従来運用に計上していた大口のアウトソーシング契約が業務毎の個別契約となったため、契約毎の区分けとしております。

[用語解説]

(用語1) ITコンサル

一般的な用法とは異なり、当社が業務区分のために、使用する用語。

システムやソフトウェアの開発の上流工程においてお客様に対してコンサルを行う業務をいいます。具体的には、ISMS(用語8)や情報セキュリティに関するコンサルを行っています。

(用語2) 要件定義

一般的な用法とは異なり、当社が業務区分のために、使用する用語。

システムやソフトウェアの開発において、どのような機能が要求されていて、実装されるべきなのかを明確にしていく業務をいいます。当社とお客様の双方の協力により定義が行われ、その成果は「要件定義書」としてまとめられます。

(用語3) システム開発(準委任)

一般的な用法とは異なり、当社が業務区分のために、使用する用語。

システムやソフトウェアの開発において、実装(コーディング)やテスト、導入など、具体的なソフトウェアの構築・配備に関する工程において、その報酬形態が人月単価での契約となっている業務をいいます。

(用語4) システム開発(一括)

一般的な用法とは異なり、当社が業務区分のために、使用する用語。

システムの提供やソフトウェアの開発において、その契約形態が一括請負契約となっている業務やパッケージソフトウェアの販売業務をいいます。

(用語5) 運用

一般的な用法とは異なり、当社が業務区分のために、使用する用語。

お客様のシステムやソフトウェアについての運用管理業務をいいます。当社のデータセンターにてお客様のシステム全ての運用・管理を請負うアウトソーシングやハウジングサービス、情報処理サービスなど多岐に渡りますが当社が強みとする業務です。

(用語6) システム保守

一般的な用法とは異なり、当社が業務区分のために、使用する用語。

システム開発(一括)(用語4)業務を行い、納品後に行うそのシステムやソフトウェアについての保守業務をいいます。

(用語7) その他サービス

一般的な用法とは異なり、当社が業務区分のために、使用する用語。

情報機器の販売やデータ入力業務など上記業務に含まれない業務をいいます。

(用語8) ISMS(アイ・エス・エム・エス): Information Security Management Systemの略

情報セキュリティ管理の国際標準に基づき作られた情報セキュリティマネジメントシステムの適合評価制度で経済産業省から公表されました。「情報処理サービス業情報システム安全対策実施事業所認定制度」に替わる新制度

で、最新の技術革新に対応しています。

(3) キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動により得られた資金は、主に売掛金回収に伴う売上債権の減少等により22億66百万円（第3四半期連結会計期間では2億71百万円の支出）となりました。

投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動により使用した資金は、主に無形固定資産の取得による支出等により12億69百万円（同2億円）となりました。

財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動により使用した資金は、配当金の支払い等により5億51百万円（同2億68百万円）となりました。

以上の結果、当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は204億61百万円となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

・ 当第3四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

・ 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）について

基本方針の内容

当社は、情報システムの設計・開発からシステム稼働後の運用・保守までの一貫したソリューション・サービスを提供することを基本戦略と位置付け、当社独自の特色・強みを一層追求・発揮することで、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを図っております。

他方、近時、わが国の資本市場においては、新しい法制度の整備や企業構造・企業文化の変化等を背景として、対象となる会社の経営陣と十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、突如として大量の株式の買付を強行するといった動きが顕在化しております。

もとより、当社は、当社株式について大規模買付行為がなされる場合、これが当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う大規模買付行為の提案に応じるべきか否かの判断は、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模買付行為の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の買付の行為について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社は、社会の諸活動を支えるサービスとして、地方自治体や金融機関などに向け、公共的なサービスの基盤となるインフラストラクチャーとしての情報システムを提供しております。このため、こうしたお客様との間で長期的な信頼関係・取引関係を確立し、安定的に長期的なサービスを提供できる開発・技術体制、人材体制、設備体制、管理体制、セキュリティ体制及び財務体制の実現を図ることが不可欠であり、もって、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させていくことに邁進しておりますが、これらが当社の株式の買付を行う者により十分に理解され、中長期的に確保され、向上させられなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。

また、当社の企業価値の源泉である当社独自の特色・強みは、Web型の総合行政情報システムであるWebRings（用語）に代表される当社のノウハウ、経験の集積である各種ソフトウェアを、特定の業種・業態向けにパッケージまたはツールという形で商品化した「ソリューション・ソフト」をはじめとする各種ソフトウェア資産、ノウハウ、経験の集積である無形の資産にあります。したがって、外部者である買付者から買付の提案を受けた際に、株主の皆様が当社のこうした無形の経営資源の価値を正しく評価し、かかる経営資源に基づく将来の経営計画の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する事項等、様々な事項を適切に把握した上で、当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を短期間で適切に判断することは、必ずしも容易ではありません。

こうした事情に鑑み、当社は、当社株式に対する大規模買付行為が行われた際に、株主の皆様がかかる大規模買付行為に応じるべきか否かを判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大規模買付行為を抑止できる体制を平時において整えておくことが必要不可欠であると考えております。

基本方針の実現に資する特別な取組み

a . 企業価値向上のための取組み

当社グループは、平成20年度において、平成21年度から平成23年度までの3ヶ年にわたる中期経営計画を策定しております。

この中期経営計画では、当社の持続的成長の基礎を固め、当社を取り巻くすべてのステークホルダーの満足を図ること、及び、当社の強みを活かし新規事業・新規顧客の開拓に取り組むことを基本方針としております。また、この中期経営計画の達成のため、平成20年度から取り組んでいる事業構造改革を引き続き進めてまいるとともに、具体的には、以下の施策を実行することとしております。

まず、当社の強みである運用業務面では、平成21年度にマネージドセンターを開設し、また同時にネットワーク回線のIX化を図るなど、顧客サービスの充実と競争力のあるデータセンター業務を確立するとともに、一層の運用効率と運用品質の向上に努めております。システム開発業務面では、開発ツール導入により生産性と品質の向上を推進し、また、コアとなるパートナー企業の育成に注力するとともにオフショアの活用を進めてまいります。さらに、品質保証部門の充実を行い不調プロジェクトの撲滅を図ってまいります。

また、受注や売上げの拡大を図るため、当社グループとのシナジー効果を発揮できる戦略的なM & Aを実施し、また、営業人員を増強し、営業スペシャリストの育成にも努めてまいります。また、新規事業の創出に積極的に取り組み、新たな事業基盤を確立するとともに、複数のデータセンターを運営する強みを活かしたBCPビジネスの展開や、当社パッケージソフトウェアのN倍化戦略としてアライアンスの展開も行ってまいります。

その他、今後の当社事業を担う人材の育成のため社員教育の充実を図り、今後の少子化社会の到来とオフショア業務の拡大を展望した女性社員や外国人の活用や管理職登用の早期化なども進めてまいります。

当社は、以上の具体的な施策を確実に実行していくことにより、当社の企業価値・株主共同の利益の更なる向上を図ることができるものと考えます。

b . コーポレート・ガバナンスの強化に対する取組み

当社は、企業価値・株主共同の利益の継続的な向上を図るため、以下のとおり、コーポレート・ガバナンスの基本方針を定めております。

- (a) 株主の権利・利益を守り、株主の平等性を保障するとともに、株主をはじめとするステークホルダーとの円滑な関係を構築することにより、会社の健全な経営を維持する。
- (b) 会社の財務状況、業績、所有状況やガバナンスを含む重要事項について、適時適切な情報開示を行うことにより、企業活動の透明性を確保する。
- (c) 取締役会・監査役（会）による経営の監視を充実させ、取締役会・監査役（会）の株主に対するアカウンタビリティを確保する。

また、当社は、当社経営陣の株主に対する経営責任を一層明確化するために取締役の任期を1年とするとともに、現在の取締役7名のうち1名を社外取締役としております。監査役についても、現在の監査役4名のうち3名を社外監査役としております。

このような役員体制のもと、上記のコーポレート・ガバナンスの基本方針に則り、毎月定例的に開催する取締役会には、社外取締役を含む取締役全員及び社外監査役を含む監査役全員が出席し、社外取締役及び監査役は、積極的かつ活発に質疑や意見陳述を行っております。

また、会社の業務執行は、取締役会で選任した執行役員が推進する体制としており、執行業務に関する重要事項は、執行役員により構成する経営会議を毎月定例的に開催し、経営計画・組織体制・財務状況・営業状況等について実務的な審議・検討等を行い迅速な経営の意思決定に寄与しております。なお、この経営会議にも監査役は出席しており経営陣による業務執行を十分に監視できるようにしております。

さらに、当社は、社長が直接指示する内部監査部門を設置して業務の適正化を図っており、また、当社会計監査人には適正な会計監査ができる環境を提供し、期中を通じて期末等に偏らない監査を受けております。なお、監査役は、内部監査部門及び会計監査人と十分な連携を図るとともに、毎月定例的に開催する監査役会において直接に業務執行部門から業務遂行状況を聴取するなど、業務執行について適切な監視を行っております。

一方、当社は、取締役の職務執行が法令・定款に適合することを確保し、当社業務の適正を確保するため、「内部統制システム体制構築に関わる基本方針」を平成18年5月25日開催の取締役会で決議しており、この基本方針では、会社法で定められた体制のほか、内部統制上必要と考えられる事項を網羅しております。さらに、毎事業年度末にはこれを検証し、必要に応じ見直しを行い、コーポレート・ガバナンスの強化を図っております。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し向上させることを目的として、平成18年6月23日開催の当社第44回定時株主総会決議により、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の基本方針（以下、「本基本方針」といいます。）を決定し、同日開催の当社取締役会決議により本基本方針に基づく具体的な対応策（以下、「本プラン」といいます。）を導入しており、平成21年6月24日開催の当社第47回定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議により、次のとおり一部変更のうえ更新しております。

a. 本基本方針の概要

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、本プラン（概要は下記b.に記載のとおりです。）の導入を当社取締役会において決議し、本プランの内容を、金融商品取引所における適時開示、当社事業報告等の法定開示書類における開示、当社ホームページ等への掲載等により周知させることにより、当社株式に対する買付等を行う者が遵守すべき手続があることならびに当社が差別的行使条件及び取得条項付新株予約権の無償割当てを実施することがあり得ることを事前に警告することをもって、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（平時の買収防衛策）としております。

b. 本プランの概要

当社株券等の保有者の保有割合が20%以上となる買付等を行う買付者等は、当該買付等の実行に先立ち、当社に対して、買付者等の詳細、買付等の目的、方法及び内容、買付価格の算定根拠、買付資金の裏付け、買付後の当社グループの経営方針、その他別途当社取締役会が定める情報及び当該買付者等が買付等に際して当社の手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面を、当社の定める書式により提出するものとしております。

当社取締役会は、当該書面を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供し、独立委員会がこれを必要情報として不十分と判断した場合には、買付者等は、独立委員会の求めに従い追加情報を提出するものとしております。

買付者等が上記の手続に従うことなく買付を行う等、買付者等による買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を害するおそれがあると認められる場合には、当社は、当社取締役会または当社株主総会の決議により、当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の全ての株主に対して、その保有する株式1株につき本新株予約権2個を上限として、当社取締役会または当社株主総会の決議をもって別途定める割合で無償にて割当てます。

本新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断については、当社取締役会の恣意的判断を排するため、当社社外取締役、当社社外監査役または社外の有識者で、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会の判断を経るとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしております。

独立委員会は、買付者等及び当社取締役会から情報提供が充分になされたと認めた場合、最長60日間の検討期間（ただし、必要な範囲で最長60日間延長を行うことができます。）を設定し、買付等はこの検討期間が経過した後に初めて実施され得るものとしております。なお、独立委員会は、当社の費用により、独立した第三者である専門家の助言を得ることができます。

独立委員会は、検討期間内において、買付者等及び当社取締役会から提供された情報・資料に基づき、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付等の内容の評価・検討等を行い、買付者等が上記の情報提供及び検討期間の確保その他当社の手続を遵守しなかった場合、または、当社の企業価値・株主共同の利益に資さないものである場合には、当社取締役会に対し、本新株予約権の無償割当ての実施を勧告します。なお、独立委員会は、本新株予約権の無償割当てを実施することについて株主総会の決議を得ることが相当であると判断するときは、当社取締役会に対して、株主総会の招集、本新株予約権の無償割当てに関する議案の付議を勧告します。

独立委員会は、当該勧告後に買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合、または上記勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が新株予約権の無償割当ての実施に該当しないと独立委員会が判断するに至った場合には、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

本基本方針及び本プランの有効期間は、平成21年6月24日開催の当社第47回定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとされており、また、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会の決議によりこれを変更または廃止することが可能とされています。

なお、本基本方針及び本プランの詳細につきましては、当社ウェブサイト（ホームページ<http://www.in.es.co.jp>）に掲示しております。

上記 各取組みに対する当社取締役会の判断及びその判断に係る理由

- a. 上記の基本方針の実現に資する特別な取組み(上記の取組み)について
上記に記載した企業価値向上のための取組みやコーポレート・ガバナンスの強化に対する取組みといった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、上記の基本方針の実現に資するものです。
したがって、これらの各施策は、上記の基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。
- b. 上記の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(上記の取組み)について
- (a) 本基本方針が上記の基本方針に沿うものであること
本基本方針は、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みであり、上記の基本方針に沿うものです。
- (b) 上記の取組みが株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと
当社は、以下の理由から、本基本方針は、上記の基本方針に照らして、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。
- ア 買収防衛策に関する指針の要件の充足
本基本方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(『企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則』)を充足しています。
- イ 株主意思の重視
本基本方針は、上記のとおり当社第47回定時株主総会において承認可決されることにより決定されております。
また、本基本方針には有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会の決議によりこれを変更または廃止することが可能とされています。
また、本基本方針の有効期間内であっても、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議により、本プランを廃止することも可能です。したがって、本基本方針及びこれに従って更新される本プランには、株主の皆様のご意向が十分に反映されることとなります。
- ウ 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示
本基本方針においては、本新株予約権の無償割当ての実施等の運用に関する実質的な判断は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している者のみから構成される独立委員会により行われることとされています。このように、独立委員会が、当社取締役会が恣意的に本新株予約権の無償割当ての実施を行うことのないよう厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの運営が行われる仕組みが確保されています。
なお、独立委員会の委員には、当社社外監査役から林 伴親及び角田 大憲の両氏が、また、社外の有識者として福原 紀彦氏がそれぞれ就任いたしております。
- エ 合理的な客観的要件の設定
本基本方針においては、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ本新株予約権の無償割当ては実施されないものとしており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。
- オ 外部専門家の意見の取得
買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者である専門家(フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等)の助言を受けることができるものとしております。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。
- カ 当社取締役の任期が1年であること
当社は、当社取締役の任期を1年としておりますので、本プランの有効期間中であっても、毎年の当社取締役の選任を通じて、本基本方針及び本プランについて、株主の皆様のご意向を反映させることが可能となっております。

[用語解説]

(用語) WebRings (ウェブリングス)

当社が独自開発したウェブ型の総合行政システムの商標名で、電子自治体を実現するソリューションソフトをいいます。電子自治体に必要な業務を、業界に先駆け、すべてウェブコンピューティング技術で構築いたしました。電子行政へのスムーズな移行はもちろん、従前の汎用機（ホストコンピュータ）やクライアントサーバによる方式に比べ、柔軟性や経済性が飛躍的に向上しております。

(5) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、13百万円であります。

なお、当第3四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	175,477,400
計	175,477,400

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年2月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	48,000,000	48,000,000	株東京証券取引所 市場第一部	権利内容に何ら限定 のない当社における 標準となる株式 単元株式数 100株
計	48,000,000	48,000,000	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成23年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

平成18年6月23日取締役会決議に係るもの

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	892
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	89,200
新株予約権の行使時の払込金額(円)	815(注1)
新株予約権の行使期間	自平成19年8月1日 至平成23年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	1株当たり発行価格 815 1株当たり資本組入額 491
新株予約権の行使の条件	(注2)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1.各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に上記に定める新株予約権1個あたりの目的となる株式の数に乗じた金額とする。

なお、新株予約権の割当て後、当社が当社普通株式につき株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当て後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権または新株予約権が付された証券の行使により新株式を発行もしくは交付する場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{(\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}) - \text{自己株式数}}{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \text{新規発行株式数}}$$

さらに、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合

併等の条件、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、当社が適切と考える方法により合理的な範囲内で行使価額の調整を行う。

2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の役員もしくは従業員、または子会社の役員もしくは従業員であることを要する。

会社都合により、上記の地位を失った者については、当該地位を失った後も1年間に限り、これを行使することができる。

新株予約権の譲渡、質入れ、相続その他の処分は認めない。

その他の権利行使の条件については、平成18年6月23日開催の当社第44回定時株主総会及びその後の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた取締役及び従業員との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

3. 当社による新株予約権の取得

当社の株主総会において、当社が消滅会社となる合併契約書の承認、または当社が完全子会社となる株式交換契約書の承認、もしくは株式移転の承認がなされたときは、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除き、当社は無償で新株予約権を取得できる。

新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権を喪失した場合、または「新株予約権の行使の条件」に定める条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できない場合、当社は無償で新株予約権を取得できる。

平成19年6月26日取締役会決議に係るもの
会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	1,076
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	107,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	921(注1)
新株予約権の行使期間	自平成20年8月1日 至平成24年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	1株当たり発行価格 921 1株当たり資本組入額 537
新株予約権の行使の条件	(注2)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)

(注) 1. 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して出資される財産の株式1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)に対象株式数を乗じて得られる価額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が当該割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権の割当て後、当社が当社普通株式につき株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当て後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権または新株予約権が付された証券の行使により新株式を発行もしくは交付する場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

なお、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\left(\begin{array}{l} \text{既発行株式数} \\ - \text{自己株式数} \end{array} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}} \right)}{\left(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数} \right) + \text{新規発行株式数}}$$

さらに、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の役員または従業員、あるいは子会社の役員または従業員であることを要する。

会社都合により、上記の地位を失った者については、当該地位を失った後も1年間に限り、これを行使することができる。

新株予約権の譲渡、質入れ、相続その他の処分は認めない。

その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた取締役及び従業員との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

3. 当社による新株予約権の取得

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除き、当社は新株予約権を無償で取得し消却することができる。

新株予約権者が権利行使する前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で取得し消却することができる。

4. 組織再編時の取扱い

合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換、または株式移転等の組織再編(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)に際しては、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たな新株予約権を発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨、当該組織再編時に締結する契約書または計画書等に定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案し、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」及び「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

上記1で定められる行使価額につき組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込価額に、上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

資本金の増加額は、「会社計算規則」第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、その結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とする。残額は資本準備金に組み入れるものとする。

新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

上記3に準じて決定する。

5. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

平成20年6月25日取締役会決議に係るもの

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	1,260
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	126,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	628(注1)
新株予約権の行使期間	自平成21年8月1日 至平成25年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	1株当たり発行価格 628 1株当たり資本組入額 392
新株予約権の行使の条件	(注2)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)

(注) 1. 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して出資される財産の株式1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)に対象株式数を乗じて得られる価額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が当該割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権の割当て後、当社が当社普通株式につき株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当て後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権または新株予約権が付された証券の行使により新株式を発行もしくは交付する場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

なお、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\left(\begin{array}{l} \text{既発行株式数} \\ - \text{自己株式数} \end{array} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}} \right)}{\left(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数} \right) + \text{新規発行株式数}}$$

さらに、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の役員または従業員、あるいは子会社の役員または従業員であることを要する。

会社都合により、上記の地位を失った者については、当該地位を失った後も1年間に限り、これを行使することができる。

新株予約権の譲渡、質入れ、相続その他の処分は認めない。

その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた取締役及び従業員との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

3. 当社による新株予約権の取得

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除き、当社は新株予約権を無償で取得し消却することができる。

新株予約権者が権利行使する前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で取得し消却することができる。

4. 組織再編時の取扱い

合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換、または株式移転等の組織再編(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)に際しては、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たな新株予約権を発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨、当該組織再編時に締結する契約書または計画書等に定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案し、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」及び「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

上記1で定められる行使価額につき組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込価額に、上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

資本金の増加額は、「会社計算規則」第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、その結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とする。残額は資本準備金に組み入れるものとする。

新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

上記3に準じて決定する。

5. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

平成21年7月22日取締役会決議に係るもの

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	1,527
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	152,700
新株予約権の行使時の払込金額(円)	822(注1)
新株予約権の行使期間	自平成22年9月1日 至平成26年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	1株当たり発行価格 822 1株当たり資本組入額 535
新株予約権の行使の条件	(注2)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)

(注) 1. 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して出資される財産の株式1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)に対象株式数を乗じて得られる価額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が当該割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権の割当て後、当社が当社普通株式につき株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当て後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権または新株予約権が付された証券の行使により新株式を発行もしくは交付する場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

なお、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\left(\begin{array}{l} \text{既発行株式数} \\ - \text{自己株式数} \end{array} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}} \right)}{\left(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数} \right) + \text{新規発行株式数}}$$

さらに、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の役員または従業員、あるいは子会社の役員または従業員であることを要する。

会社都合により、上記の地位を失った者については、当該地位を失った後も1年間に限り、これを行使することができる。

新株予約権の譲渡、質入れ、相続その他の処分は認めない。

その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた取締役及び従業員との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

3. 当社による新株予約権の取得

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除き、当社は新株予約権を無償で取得し消却することができる。

新株予約権者が権利行使する前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で取得し消却することができる。

4. 組織再編時の取扱い

合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換、または株式移転等の組織再編(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)に際しては、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たな新株予約権を発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨、当該組織再編時に締結する契約書または計画書等に定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案し、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」及び「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

上記1で定められる行使価額につき組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込価額に、上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

資本金の増加額は、「会社計算規則」第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、その結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とする。残額は資本準備金に組み入れるものとする。

新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

上記3に準じて決定する。

5. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年10月1日～ 平成22年12月31日	-	48,000,000	-	31,457	-	7,864

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7)【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成22年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成22年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 7,258,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 40,624,700	406,247	-
単元未満株式	普通株式 117,300	-	-
発行済株式総数	48,000,000	-	-
総株主の議決権	-	406,247	-

(注)「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が300株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数3個が含まれております。

【自己株式等】

平成22年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社アイネス	横浜市都筑区牛久保三丁目9番2号	7,258,000	-	7,258,000	15.12
計	-	7,258,000	-	7,258,000	15.12

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少0千株は、単元未満株式の売渡しによる減少であります。
3. 当第3四半期会計期間末日（平成22年12月31日）の自己株式は、7,258,300株（発行済株式総数に対する所有株式数の割合15.12%）となっています。

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	810	799	677	611	572	564	523	552	700
最低(円)	665	618	586	540	507	521	456	464	513

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

役職の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
取締役	常務執行役員	取締役	常務執行役員 金融システム 事業部長	保垣 宏	平成22年10月1日
取締役	常務執行役員 公共システム事業部長 (兼)支社統括本部長	取締役	執行役員 公共システム 事業部長	中村 光宏	平成22年10月1日
取締役	株式会社アイ・エス・エ ス 代表取締役社長	取締役	常務執行役員	花里 章仁	平成22年10月14日

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	8,714	8,759
受取手形及び売掛金	4,855	8,304
有価証券	151	151
仕掛品	2,258	665
原材料及び貯蔵品	55	67
前払費用	218	239
繰延税金資産	878	878
預け金	12,192	11,651
その他	241	43
貸倒引当金	26	31
流動資産合計	29,538	30,729
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	17,427	17,254
減価償却累計額	8,393	8,092
建物及び構築物(純額)	9,033	9,161
工具、器具及び備品	4,094	3,866
減価償却累計額	2,974	2,685
工具、器具及び備品(純額)	1,119	1,180
土地	11,101	11,101
有形固定資産合計	21,255	21,443
無形固定資産		
ソフトウェア	2,949	2,850
その他	39	40
無形固定資産合計	2,988	2,891
投資その他の資産		
投資有価証券	1,000	896
長期前払費用	344	440
繰延税金資産	3,240	3,240
その他	708	872
貸倒引当金	3	3
投資その他の資産合計	5,291	5,446
固定資産合計	29,534	29,780
資産合計	59,073	60,510

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,148	1,364
未払費用	971	935
未払法人税等	49	187
未払消費税等	98	124
前受金	420	252
賞与引当金	481	1,215
役員賞与引当金	34	46
受注損失引当金	267	332
その他	967	602
流動負債合計	4,439	5,061
固定負債		
退職給付引当金	7,699	8,229
役員退職慰労引当金	101	91
資産除去債務	56	-
その他	383	343
固定負債合計	8,240	8,664
負債合計	12,680	13,726
純資産の部		
株主資本		
資本金	31,457	31,457
資本剰余金	17,548	17,548
利益剰余金	2,759	3,214
自己株式	5,433	5,436
株主資本合計	46,332	46,784
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	57	152
評価・換算差額等合計	57	152
新株予約権	89	75
少数株主持分	29	76
純資産合計	46,393	46,784
負債純資産合計	59,073	60,510

(2)【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
売上高	24,856	23,077
売上原価	20,250	18,514
売上総利益	4,605	4,563
販売費及び一般管理費	3,950	3,806
営業利益	655	756
営業外収益		
受取利息	47	42
受取配当金	12	12
不動産賃貸料	26	26
保険配当金	17	26
その他	16	13
営業外収益合計	120	121
営業外費用		
支払利息	5	2
不動産賃貸費用	35	24
その他	1	3
営業外費用合計	42	30
経常利益	733	847
特別利益		
投資有価証券売却益	-	214
その他	0	0
特別利益合計	0	214
特別損失		
固定資産除却損	16	6
投資有価証券評価損	-	70
関係会社株式売却損	31	-
事務所撤去費用	14	1
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	21
特別退職金	-	784
その他	1	0
特別損失合計	64	885
税金等調整前四半期純利益	669	176
法人税等	127	102
少数株主損益調整前四半期純利益	-	74
少数株主利益	0	0
四半期純利益	541	74

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
売上高	7,433	6,940
売上原価	6,269	5,749
売上総利益	1,164	1,191
販売費及び一般管理費	1,307	1,212
営業損失()	143	20
営業外収益		
受取利息	17	12
受取配当金	2	4
不動産賃貸料	10	9
保険配当金	17	26
その他	5	3
営業外収益合計	52	55
営業外費用		
支払利息	0	0
不動産賃貸費用	8	8
その他	0	0
営業外費用合計	8	9
経常利益又は経常損失()	99	25
特別利益		
投資有価証券売却益	-	206
特別利益合計	-	206
特別損失		
固定資産除却損	5	5
投資有価証券評価損	-	70
関係会社株式売却損	31	-
事務所撤去費用	-	1
特別退職金	-	784
特別損失合計	36	861
税金等調整前四半期純損失()	136	629
法人税等	9	27
少数株主損益調整前四半期純損失()	-	657
少数株主損失()	0	0
四半期純損失()	126	657

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	669	176
減価償却費	1,586	1,935
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	21
賞与引当金の増減額(は減少)	652	734
役員賞与引当金の増減額(は減少)	5	12
受注損失引当金の増減額(は減少)	198	65
退職給付引当金の増減額(は減少)	152	530
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	217	9
受取利息及び受取配当金	59	54
支払利息	5	2
投資有価証券売却損益(は益)	-	214
関係会社株式売却損益(は益)	31	-
固定資産除却損	16	6
投資有価証券評価損益(は益)	-	70
特別退職金	-	784
売上債権の増減額(は増加)	3,729	3,618
たな卸資産の増減額(は増加)	1,166	1,581
その他の資産の増減額(は増加)	52	67
仕入債務の増減額(は減少)	282	221
その他の負債の増減額(は減少)	123	310
その他	188	334
小計	4,123	3,119
利息及び配当金の受取額	59	54
利息の支払額	5	2
法人税等の還付額	69	30
法人税等の支払額	165	221
特別退職金の支払額	-	714
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,081	2,266
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の純増減額(は増加)	0	0
預け金の預入による支出	600	650
預け金の払戻による収入	-	600
長期預金払戻による収入	600	-
有形固定資産の取得による支出	1,314	256
有形固定資産の売却による収入	218	0
無形固定資産の取得による支出	1,534	1,051
無形固定資産の売却による収入	2	-
長期前払費用の取得による支出	77	97
投資有価証券の取得による支出	48	94
投資有価証券の売却による収入	-	233
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	95	-
関係会社株式の取得による支出	50	3
子会社の自己株式の取得による支出	-	32
短期貸付金の純増減額(は増加)	2	33
その他	88	50
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,814	1,269

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	8	-
少数株主への清算分配金の支払額	-	14
リース債務の返済による支出	42	38
ストックオプションの行使による収入	-	2
自己株式の取得による支出	1	0
自己株式の売却による収入	0	0
配当金の支払額	500	499
その他	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	552	551
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	714	445
現金及び現金同等物の期首残高	19,755	20,016
現金及び現金同等物の四半期末残高	20,469	20,461

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	(1) 連結の範囲の変更 連結子会社であった㈱INPMは、平成22年6月7日に清算手続きを結了したため、第1四半期連結会計期間において連結範囲から除外しております。 (2) 変更後の連結子会社の数 4社
2. 会計処理基準に関する事項の変更	資産除去債務に関する会計基準の適用 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、当第3四半期連結累計期間の営業利益及び経常利益はそれぞれ3百万円減少し、税金等調整前四半期純利益は24百万円減少しております。

【表示方法の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
(四半期連結損益計算書)	「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。

	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
(四半期連結損益計算書)	「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純損失()」の科目で表示しております。

【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
税金費用の計算	税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。 なお、法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
損失が見込まれるソフトウェア開発契約に係るたな卸資産と受注損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。 損失の発生が見込まれるソフトウェア開発契約に係るたな卸資産のうち、受注損失引当金に対応する額は183百万円(仕掛品183百万円)であります。	損失が見込まれるソフトウェア開発契約に係るたな卸資産と受注損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。 損失の発生が見込まれるソフトウェア開発契約に係るたな卸資産のうち、受注損失引当金に対応する額は332百万円(仕掛品332百万円)であります。

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額は次のとおりであります。	販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額は次のとおりであります。
給与手当及び賞与 1,810百万円	給与手当及び賞与 1,915百万円
賞与引当金繰入額 110	賞与引当金繰入額 111
退職給付費用 134	退職給付費用 154
役員賞与引当金繰入額 35	役員賞与引当金繰入額 34
福利厚生費 268	福利厚生費 310
研究開発費 55	研究開発費 42
営業支援費 197	営業支援費 172

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額は次のとおりであります。	販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額は次のとおりであります。
給与手当及び賞与 547百万円	給与手当及び賞与 526百万円
賞与引当金繰入額 110	賞与引当金繰入額 111
退職給付費用 46	退職給付費用 50
役員賞与引当金繰入額 11	役員賞与引当金繰入額 10
福利厚生費 90	福利厚生費 97
研究開発費 21	研究開発費 13
営業支援費 83	営業支援費 64

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年12月31日現在) (百万円)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年12月31日現在) (百万円)
現金及び預金勘定 6,307	現金及び預金勘定 8,714
預入期間が3ヶ月を超える定期預金等 46	預入期間が3ヶ月を超える定期預金等 46
預け金 14,657	預け金 12,192
預入期間が3ヶ月を超える預け金 600	預入期間が3ヶ月を超える預け金 550
有価証券(MMF) 151	有価証券(MMF) 151
現金及び現金同等物 20,469	現金及び現金同等物 20,461

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 48,000千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 7,258千株

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 89百万円

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	244	6.00	平成22年3月31日	平成22年6月28日	利益剰余金
平成22年10月26日 取締役会	普通株式	285	7.00	平成22年9月30日	平成22年12月6日	利益剰余金

(2) 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)及び前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

当連結グループの情報サービス業の売上高及び営業利益の金額は、いずれも全セグメントに占める割合が90%超であるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)及び前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)及び前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

【セグメント情報】

当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)及び当第3四半期連結会計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

当社グループは、情報システムやネットワークの企画・開発から稼働後の運用・保守・メンテナンスまで一貫したサービスを展開しており、情報サービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(金融商品関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)

前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

(有価証券関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの
該当事項はありません。
2. その他有価証券で時価のあるもの
前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)

当社グループではデリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

1. スtock・オプションに係る当第3四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名
該当事項はありません。
2. 当第3四半期連結会計期間に付与したストック・オプションの内容
該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)

第1四半期連結会計期間の期首に比べて著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)		前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	1,135.80円	1株当たり純資産額	1,144.66円

2. 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額等

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)		当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	13.29円	1株当たり四半期純利益金額	1.83円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	13.28円	なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	541	74
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	541	74
期中平均株式数(千株)	40,740	40,741
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	9	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	新株予約権 4種類 (新株予約権の数 4,235個)	

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額 3.10円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	1株当たり四半期純損失金額 16.13円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
四半期純損失(百万円)	126	657
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失(百万円)	126	657
期中平均株式数(千株)	40,739	40,741
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	新株予約権 4種類 (新株予約権の数 4,235個)	

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

2【その他】

平成22年10月26日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

- (イ) 株式の種類.....普通株式
- (ロ) 配当金の総額.....285百万円
- (ハ) 1株当たりの配当額.....7円00銭
- (ニ) 基準日.....平成22年9月30日
- (ホ) 効力発生日.....平成22年12月6日
- (ヘ) 配当の原資.....利益剰余金

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月9日

株式会社アイネス
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 土井 英雄 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 尾崎 隆之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイネスの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アイネス及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月9日

株式会社アイネス
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 関口 茂 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 尾崎 隆之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイネスの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アイネス及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。